

LINEなども活用し

新たな有害鳥獣対策に取り組みます

【発表の要旨】

ツキノワグマなどの有害鳥獣被害は、農業所得の減少や営農意欲の減退に直結する深刻な問題であり、人家近くに出没するなど、市民生活にも影響を与えております。市ではこのような状況を踏まえ「捕獲・駆除対策」、「侵入防止・環境管理対策」、「人材育成」の3つの柱で有害鳥獣対策に取り組むこととしております。

1 事業名

令和6年度八幡平市有害鳥獣駆除事業

2 事業の内容

(1) クマ対策システムの運用【新規】

クマを目撃した人は、その目撃情報を市の公式 LINE アプリを活用し通報することができます。市内のどの場所に出没しているのかを LINE から確認することができます。

※アプリ画面



(2) クマ用わなセンサーシステム実証試験【新規】

クマ用わなにセンサーを取り付けることにより、遠隔で捕獲されたことを確認できるシステムの実証実験を行い、猟友会などの負担軽減を図ります

(3) 農作物等食害防止用電気柵設置費補助金【改正】

農作物被害防止のための「電気柵」の導入に対し、補助を行なっておりますが、6年度から補助額を増額し、新たに2名以上で構成する団体への補助を追加します。

- 補助率：個人1/2（上限6万円⇒10万円）
：団体（2名以上）1/2（上限50万円）

(4) 地域協働型有害鳥獣駆除活動補助金【新規】

地域住民と野生鳥獣の有害捕獲を行う「鳥獣被害対策実施隊」による協働の駆除活動を支援します。

- 市鳥獣被害対策実施隊（1名）及び市民（3名以上）で構成される団体
- 補助金額：クマ用箱わな設置1箇所につき3万円
（1団体上限金額9万円とします）

(5) 猟免許新規取得費補助金【改正】

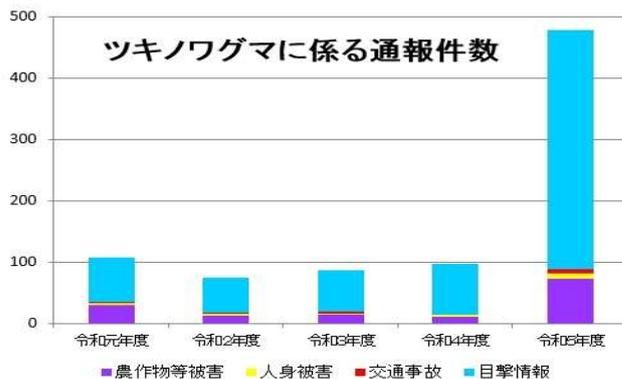
6年度から狩猟免許の取得に必要な経費の一部を増額し助成します。

- （条件：新規取得、猟友会登録）
- 補助率を1/2から3/4に変更
（上限金額：銃猟免許7.5万円、わな猟免許1.5万円）

3 事業実施の背景

野生動物による農作物被害が年々増加し、通報件数も昨年度は例年の約5倍となっております。特にツキノワグマやイノシシによる被害や目撃が拡大傾向にあるため、その対策が急務となっております。

このため、獣害対策を強化し被害の軽減を図ってまいります。



1 出没状況(単位:件)

年度	出没情報				計	人身被害人数 (内はうち死亡者数)
	農作物等被害	人身被害	交通事故	目撃情報		
令和元年度	30	2	2	74	108	2名
令和2年度	12	3	2	57	74	3名
令和3年度	14	2	3	67	86	2名
令和4年度	10	4	0	82	96	4名
令和5年度	72	9	8	389	478	11名(1名)

【担当】

農林課林業係 係長 山本 和範
電話 0195-74-2111 (内線 1335)